



健康・福祉



かかりつけ医をもちましょ

かかりつけ医とは、病気になった時の初期の医療や、健康に関する相談ができる身近な診療所などの医師のことです。軽い症状や症状が安定している場合は、診療所で診察を行います。必要なき場合は、かかりつけ医から適切な病院を紹介してもらうこともできます。

紹介状を持たずに200床以上の病院を初診で受診した場合、通常の医療費に加えて、「選定療養費（おおよそ5000円）」が請求されます。これは、医療機関の連携による診療所（かかりつけ医）と病院との役割分担を定めた制度によるものです。急な病気やけがに備え、気軽に相談できるかかりつけ医を探しておきましょう。

問 健康政策課 **本** 3階

TEL (23) 8704

結核予防週間（9月24日～30日）

年に1度は胸部X線検査を受けましょう。

【結核は昔の病気ではありません】

結核は、かつて「国民病」と恐れられ、死亡原因の第1位でした。その後、薬を飲めば治せる病気になりましたが、今でも多くの人が発病し、死に至る危険のある病気です。

【風邪のような症状、症状が出ないことも】

結核の症状は、風邪とよく似ていて、咳や痰、微熱などです。しかし、高齢者の場合はそういった症状が出ず、何となくだるい・食欲がない・体重が減ってきたといった症状のみのこともあります。これらの症状は自覚しにくいいため、高齢者の結核は早期発見が難しくなります。

【早期発見が重要です】

気になる症状が続いた場合は、早めに医療機関を受診しましょう。また、何も症状がなくても、年に1度は市民健康診などを利用して、胸部X線検査を受けることが大切です。

早期発見することで、自分のためだけでなく、家族や周囲への感染を防ぐことにもなります。

問 県北健康福祉センター

TEL (22) 2679

介護保険高額介護（予防）サービス費に係る激減緩和措置の終了

平成29年8月から高額介護サービス費の一般区分の世帯に係る月額上限額の激減緩和措置として、1割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得者を除く）については、自己負担額の年間合計額に対して緩和措置がされていましたが、令和2年7月31日をもって終了となりました。

これにより、8月サービス提供分から通常の月額負担上限額のみとなります。

なお、8月提供分の高額介護（予防）サービス費の支給は12月頃の支給となります。

問 高齢者幸福課 **本** 3階

TEL (23) 8678

特別児童扶養手当制度のお知らせ

● 受給対象要件

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対して支給されます。ただし、障害を支給事由としている年金を受給している方および施設に入所している方は除きます。

① 1級に該当する障害程度

▼ 身体障害者手帳1級および2・3級の一方の方（内部障害は診断書による）

▼ 重度の知的障害のある方

▼ 右記と同程度の障害があると認められた方

② 2級に該当する障害程度

▼ 身体障害者手帳3・4級の一方の方（内部障害は診断書による）

▼ 療育手帳B1の方（診断書による判定）

▼ 右記と同程度の障害があると認められた方

● 所得制限について

受給対象者やその配偶者、同居の扶養義務者のうち、いずれかの方の前年所得が所得制限限度額を超える場合は、支給されません。

● 手当額（令和2年4月現在）

▼ 1級：月額52500円
▼ 2級：月額34970円
※ 4・8・11月に4か月分がまとめて支給されます。

問 福祉課 **本** 3階

TEL (23) 8921

大田原市健康長寿都市推進委員会事業の中止について

国内での新型コロナウイルスの感染者が増加しているため、今年度は次の事業を中止します。

● 中止となる事業

▼ 健康セミナー

▼ 健康ハイキング

▼ 健康づくり講演会（メディアカル講座）

▼ 体力づくり実技研修会

問 健康政策課 **本** 3階

TEL (23) 8704

本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

年金・国保



葬祭費の申請はお済みですか

大田原市国民健康保険および栃木県後期高齢者医療保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

●支給額：5万円
●申請に必要なもの

▼喪主の方の印鑑

▼喪主名義の預金通帳

▼会葬礼状や葬儀の領収書など喪主名が確認できるもの

▼窓口に来た方の本人確認ができる運転免許証など

※葬祭を行った日の翌日から2年が経過すると、申請ができなくなります。

※大田原市国民健康保険および栃木県後期高齢者医療保険以外に加入されていた方は、加入していた健康保険にご確認ください。

問 国保年金課 本2階
TEL (23) 8857

税



毎年10月は全国不正軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油代替燃料として灯油や重油を混和するなどして使用するものです。知事の承認を受けずに自動車等の燃料として灯油や重油などを使用すると、罰則の適用を受けることがあります。

不正軽油に関わった者はすべて罰則の対象になります。

不正軽油に関する情報は、左記へお寄せください。

問 栃木県税事務所
TEL 0282(23)3862

まだ自動車税を納めていない方へ

大田原県税事務所では、自動車税滞納者への滞納処分（勤務先調査・給与や預貯金の差押えなど）を強化しています。まだ自動車税を納めていない方は大至急納付してください。諸事情によりすぐ納付できない方は、必ず下記

へ連絡の上、納税相談してください。

問 大田原県税事務所
TEL (23) 4171

国税に関する相談・質問について

国税に関する相談・質問は電話でお問い合わせください。税務署におかけいただきたい電話は、自動音声案内で案内しています。相談内容に応じて、番号を選択してください。

国税に関する質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」にも掲載されていますのでご利用ください。

税務署窓口での相談は、混雑緩和のため、原則として事前予約となります。相談で来署される場合は、自動音声案内で「2」を選択し、事前予約をお願いいたします。

※事前予約されずに来署されるとき、長時間お待ちいただくか、再来署をお願いする場合があります。

問 大田原税務署
TEL (22) 3115

暮らし



安全で安心な水道へ加入し水道水を使用しましょう

市では、いつでも安全で安心、おいしい水道水を皆さまに供給するため、厳しい水質検査を行っていますので、安心して利用できます。

水道水は適度に塩素消毒されていますので、胃がんなどの原因となるピロリ菌が検出されることはありません。

次の方法で、さらにおいしく飲むことができます。

●冷やす（水温10〜15℃）

●沸かす（5分以上沸騰）

●レモン果汁を数滴入れる

水道が利用できる地域に住まいで、井戸水を使用している方には、安全で安心、災害や事故に強い水道へ加入し水道水を使用することをお勧めします。相談や見積もりの依頼は、市指定給水装置工事事業者へお願いします。

問 水道課 本5階
TEL (23) 8713

公有財産を売却します

●参加申込み期間
9月3日（金）午後1時〜18日（金）午後2時まで

●入札期間
10月6日（火）午後1時〜13日（火）午後1時まで

※詳細は市ホームページ、またはヤフオク！ホームページをご覧ください。

問 財政課 本6階
TEL (23) 8795

ヤフオク！HP



ヤフオク！HP

創業92年のKPCグループ

**外壁塗装・屋根リフォームは
私たちにお任せください!**

お家のお困りごとは、何でもお気軽にご相談下さい!

株式会社とちのき塗装テック 0120-123-560

プロタイムズ 那須塩原店 那須塩原市島方31-3 | プロタイムズ 那須塩原店 | 検索

※市民サービス向上につなげるため、有料広告を掲載しています。